

資料 3-1(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

障害福祉サービス等情報公表制度の運用について

1 障害福祉サービス等情報公表制度について

(1) 概要について

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成 28 年 5 月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成 30 年 4 月に施行されました。

WEB サイト URL : <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

(2) 関係法令・通知等

○法令

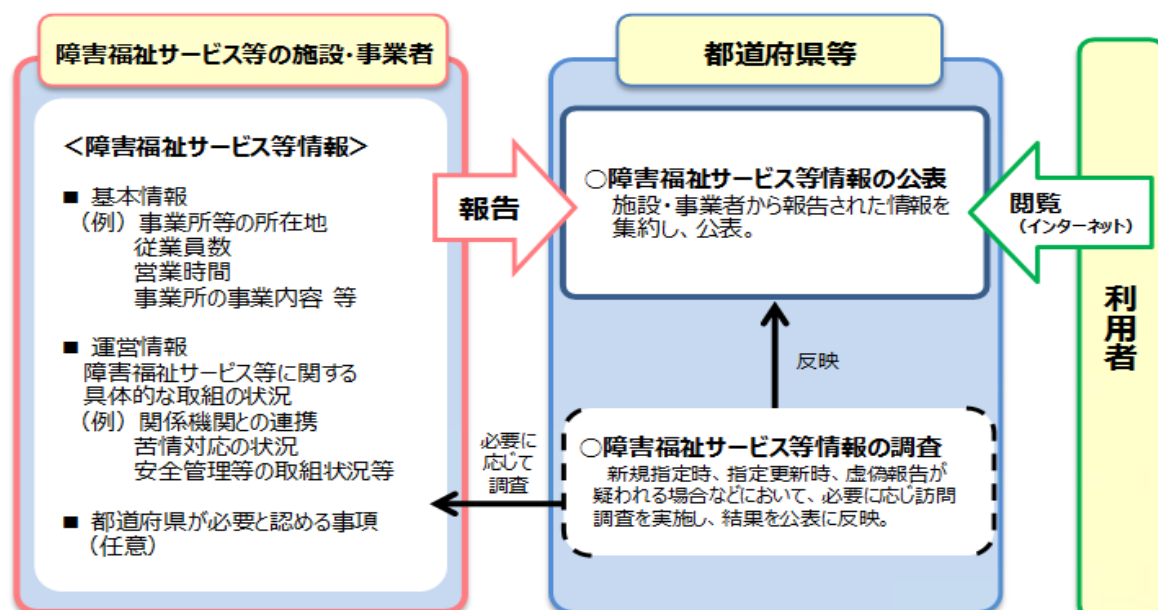
- ・ [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 76 条の 3）](#)
- ・ [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（第 65 条の 9 の 6 ～10、70 条、71 条、別表第一、別表第二）](#)
- ・ [児童福祉法（第 33 条の 18）](#)
- ・ [児童福祉法施行規則（第 36 条の 30 の 2 ～ 6、50 条の 2、3、別表第二、三）](#)

○通知

- ・ [障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（障障発 0329 第 5 号）](#)

(2) 制度のしくみについて

※障害福祉サービス等情報を都道府県等（千葉市指定の場合は千葉市）に報告する義務があります。



2 運用について

情報公表システムから届いたメールに記載されている I D ・パスワードでシステムにログインし、情報の登録を行ってください。

I D ・パスワードは1つの事業者（法人）に1つ発行されます。複数の事業所の指定を受けている事業者についても、I D ・パスワードは事業者に1つだけです。

事業者がシステム上で情報を登録するためには、事業所の基本情報を当課で登録する必要がありますので、事業所の基本情報が登録されていない場合は、当課までご連絡ください。

【ログイン URL】

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【マニュアル】

具体的な操作方法については、下記 に掲載されている操作説明書（マニュアル）を参照して入力を行ってください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

3 更新について（毎年度必ず実施）

- ・更新期間…5月ごろ
- ・更新時点…4月1日時点
- ・更新内容…全情報・全事業所
- ・更新作業…別紙「※【公表済みの事業所情報について】年度更新の届出はボタン1つで申請が可能です！」を参照

4 変更について（都度実施）

【重要な事項】※前年度と情報に変更がない場合も毎年度の報告が必要です。

「法人等及び事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先」に変更があった場合は、変更から10日以内に入力し、承認申請を実行してください。

（当課へ提出する変更届出書とは別途、申請が必要です。）

【その他の事項】（都度任意実施）

毎年度4月1日時点の更新で足りませんが、事業者の判断で随時変更することも可能ですので、変更内容を入力後、承認申請を実行してください。

5 入力内容

入力内容については、任意の項目も多くありますが、昨今は医療的ケアが必要な方への支援が大きな課題となっておりますので、医療的ケアを必要とする方の受入体制が整っている事業所は、ぜひ公表サイトの該当欄へ入力をお願いいたします。

事業所詳細情報

法人等

事業所等

従業者

サービス内容

利用料等

事業所運営

障害福祉サービス等を提供している日時

医療的ケアを必要とする利用者の受入体制	
吸引	☒ なし ☐ あり
吸入・ネブライザー	☒ なし ☐ あり
経管栄養（胃ろうを含む）	☒ なし ☐ あり
中心静脈栄養	☒ なし ☐ あり
導尿	☒ なし ☐ あり
在宅酸素療法	☒ なし ☐ あり
咽頭エアウェイ	☒ なし ☐ あり
パルスオキシメーター	☒ なし ☐ あり
気管切開部の管理（ガーゼ交換等）	☒ なし ☐ あり
人工呼吸器の管理	☒ なし ☐ あり

6 情報公表未報告減算について

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、令和6年4月から情報公表未報告減算が新設されることとなりました。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算することとなっており、単位数は以下のとおりです。

・所定単位数の10%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・所定単位数の5%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

なお、詳細につきましては、告示及び留意事項をご確認ください。

7 指定権者による確認について

指定権者は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認することが義務付けられました。

8 その他

ID・パスワードが不明であり、情報公表システムからのメールが見つからない場合は、別紙「障害福祉サービス等情報公表システムログインID確認依頼書（千葉市様式）」を当課宛てにメールにてご提出ください。

9 よくある質問

（質問）パスワードを忘れてしまいました。

（回答）「ログイン画面」に表示されている【パスワードをお忘れの場合はこちら】のリンクをクリックし、画面に従い、パスワードのリセット処理を行ってください。

（質問）複数の事業所を運営しているのですが、1つのID・パスワードしかありません。

（回答）ID・パスワードは、報告先自治体から事業者（法人）に対して1つのみ発行されます。

※県・市にまたがり複数の事業所を運営する事業者（法人）に対しては、各報告先自治体からID・パスワードが発行されるため、2つ以上のID・パスワードを保有することになります。

（質問）事業所詳細情報の入力必須項目だけ入力すればよいのですか。

（回答）必須項目は、承認申請をするのに必要最低限の入力項目です。

事業者（法人）は、全ての項目について入力・公表する義務があります。